

# すべての都民の就労を応援する 新条例の考え方(案) ver.2

---

令和元年8月22日  
産 業 労 働 局

# 前文

## (ダイバーシティ、共生社会)

- 東京は、多様な人が活躍し活力ある都市として発展していくため、誰もがいきいきと活躍できる「ダイバーシティ」を実現し、互いに認め合う共生社会を目指していく。

## (ソーシャル・インクルージョン)

- 就労を希望しながらも様々な要因から就労に困難を抱える方の支援については、都と都民、事業者等が相互に理解を深め支え合う「ソーシャル・インクルージョン」の考え方にに基づき実施することが必要である。この考え方を、就労を希望する都民への支援にも広げていく。

## (ソーシャルファーム)

- 海外のソーシャルファームと呼ばれる社会的企業では、一般企業と同等の経済活動を行いながら、その職場においては就労に困難を抱える方が、必要なサポートを受け、一般の労働者と一緒になって働いている。そうした海外の好事例も取り入れながら、都の施策を展開していく。

## (SDGs、その他)

- 就労を希望するすべての都民が、誰一人取り残されることなく、誇りと自信を持って輝く社会を目指し、この条例を制定する。

# 目的・基本理念

## 【目的】

- 就労を希望するすべての都民への就労の支援について、基本理念を定め、東京都、事業者及び都民の責務、その他の関係者の役割を明らかにする。
- 都の就労支援施策の基本的な事項を定める。
- この条例に基づき、就労の支援に関する施策を総合的に推進し、都民それぞれの個性と能力に応じた就労の実現を図る。

## 【基本理念】

- 就労を希望するすべての都民への就労の支援は、都民一人一人が等しく尊重され、その個性と能力に応じた就労を実現し、もって社会を構成する一員として誇りと自信を持って活躍することを旨とする。
- 就労を希望するすべての都民への就労の支援は、都と都民、事業者等が相互に理解を深め支え合う「ソーシャル・インクルージョン」の考え方に立って推進されなければならない。

# 定義

---

## 【定義】

○「就労に困難を抱える方」: 就労を希望しながらも、様々な要因から就労が困難になっている方

○「事業者」: 都内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体

## 【参考】

- 有識者会議で取り上げた「就労に困難を抱える方」：  
障害者、生活困窮者、ひとり親、児童養護施設退所者、刑務所出所者等、ひきこもり

# 各主体の役割①

---

## 【都】

- 都は、基本理念にのっとり、国、区市町村、事業者、教育機関、その他就労を支援する機関等と連携し、就労支援に関する施策を総合的に実施する責務を有する。
- 都は、関係行政機関と協力し、就労の支援に関する施策を推進するために必要な体制を整備する。

## 【事業者】

事業者は、基本理念について理解を深め、従業員の雇用及び雇用の継続のための職場環境の整備に努めるとともに、都が実施する就労支援に関する施策に協力するよう努める。

## 各主体の役割②

---

### 【都民】

- 都民は、基本理念について理解を深めるとともに、都が実施する就労支援に関する施策に協力するよう努める。
- 就労を希望する都民は、基本理念にのっとり、就労に向けて自ら進んで取り組むよう努める。

### 【区市町村】

区市町村は、基本理念にのっとり、都が実施する就労支援に関する施策への協力及び地域の特性等に応じた就労支援への取組に努める。

# 就労支援のあり方 ①都民向け

## 【都民向け】

- 都は、就労を希望するすべての都民に向けて、以下の就労促進のための支援を実施する。
  - ・ 就労に関する情報提供・相談
  - ・ 職業能力の開発
  - ・ 職場体験や事業者との就職面接の機会等の提供
  - ・ 職場定着への支援
  
- 都は、就労に困難を抱える方に向けて上記の支援を実施するほか、就労に困難を抱える方の実情等に配慮した支援を実施する。

# 就労支援のあり方 ②事業者向け

## 【事業者向け】

- 都は、事業者に向けて、以下の就労促進のための支援を実施する。
  - ・ 従業員の雇用や職場への定着に関する情報提供・相談
  - ・ 従業員が働きやすい職場環境の整備への支援
  - ・ 事業者自らが実施する従業員の職業能力開発の支援
  
- 都は、上記の支援を実施するほか、就労に困難を抱える方の実情等に配慮して事業者が行う就労に困難を抱える方の雇用及び雇用の継続を支援する。
  
- 都は、就労に困難を抱える方の多様な就労の実現を図るため、就労を支援する事業所等の創設及び活動を促進する。



# ソーシャルファーム

## 【創設や活動の促進】

- 前記に定める就労支援のほか、都は、事業者による自律的な経済活動の下、就労に困難を抱える方の就労と自立を促進する。
- 都は、次の要件をすべて満たす社会的企業（以下、「ソーシャルファーム」という。）の創設及び活動の促進を通じて、就労支援を効果的に実施する。
  - (1) 事業からの収入を主たる財源として運営していること
  - (2) 就労に困難を抱える方を相当数雇用していること
  - (3) 就労に困難を抱える方が、実情等に配慮した支援を受けながら、他の従業員と共に働いていること

## 【認証】

- 都は、ソーシャルファームの創設及び事業活動を支援するため、支援対象となるものの認証を行う。

## 【指針等】

- 都は、前項の支援に当たり、支援策等を取りまとめた指針等を策定する。ソーシャルファームを認証する基準については、同指針等の中で定めるものとする。

# 計画の策定、施策の検証、財政上の措置

---

## 【計画の策定】

都は、この条例に基づく施策を推進するため、計画を策定する。

## 【施策の検証】

都は、この条例に基づいて実施する施策の実施状況について公表するとともに、関係機関等の意見を聴きながら検証し、施策に反映するよう努める。

## 【財政上の措置】

都は、就労の支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。